（事業主の方へ）

雇用関係各種助成金と取扱機関ガイド

富山労働局版（平成29年4月1日現在）

平成29年度の雇用関係の助成金についてご紹介します。

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

詳しくは「雇用関係助成金」で検索してください

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

雇用関係助成金　検索

受給対象となる事業主

- 雇用保険や労働者災害補償保険の適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

  審査への協力の具体例

  ・審査に必要な書類を整備・保管する。

  ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。

  ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構の実地調査に応じる。

助成金を受給できない事業主

- 不正受給をしてから３年以内に申請をした事業主
  または、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
  ※不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとすることをいいます。例えば、離職理由に虚偽がある場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）も、不正受給に当たります。
- 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去１年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
  ※これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。
- 暴力団と関わりのある事業主
- 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

富山労働局・ハローワーク

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、申請が可能となった日から２か月以内とします。

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりとします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	１億円以下		100人以下
その他の業種	３億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

＜職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）＞

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	３億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	３億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

＜中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）＞

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

生産性要件について

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

⑴助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その３年前に比べて６％以上伸びていること

⑵「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益＋人件費＋減価償却費＋動産・不動産賃借料＋租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※　なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

＜助成金申請に当たってのご注意＞

●不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められるとともに、事業主名等が公表されることがあります。
●都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから５年間保存しなければなりません。
●雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

※　実際に助成金を受給するためには、上記の要件と併せて、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。
　詳しくは富山労働局・ハローワーク･(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構富山支部にお問い合わせください。

取　扱　機　関　一　覧

富山労働局　職業対策課

〒939-8509　富山市神通本町1−5−5　富山労働総合庁舎 6F
TEL 076−432−2793　　TEL 076−415−0242
FAX 076−432−3801(共通)

富山労働局　訓練室

富山労働局　雇用環境・均等室　助成金係

〒939-8509　富山市神通本町1−5−5
富山労働総合庁舎　1F
TEL 076−432−2728　FAX 076−432−2757

富山労働局　助成金センター　5F・6F

〒939-8509　富山市神通本町1−6−9　MIPSビル
5F　TEL 076−432−9172　FAX 076−432−9173
6F　TEL 076−432−9162　FAX 076−432−9170

富山労働局　健康安全課

〒939-8509　富山市神通本町1−5−5
富山労働総合庁舎　3F
TEL 076−432−2731　FAX 076−432−6089

ハローワーク富山

〒930-0857　富山市奥田新町45
TEL 076−431−8609
FAX 076−443−1552

ハローワーク高岡

〒933-0902　高岡市向野町3−43−4
TEL 0766−21−1515
FAX 0766−26−0612

ハローワーク魚津

〒937-0801　魚津市新金屋1−12−31
魚津合同庁舎１F
TEL 0765−24−0365
FAX 0765−24−6100

ハローワーク砺波

〒939-1363　砺波市太郎丸1−2−5
TEL 0763−32−2914
FAX 0763−33−1401

ハローワーク砺波　小矢部出張所

〒932-8508　小矢部市綾子5185
TEL 0766−67−0310
FAX 0766−67−3476

ハローワーク氷見

〒935-0023　氷見市朝日丘9−17
TEL 0766−74−0445
FAX 0766−74−0031

ハローワーク滑川

〒936-0024　滑川市辰野11−6
TEL 076−475−0324
FAX 076−475−9097

**(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
富山支部　高齢・障害者業務課**

〒933-0982　高岡市八ケ55
ポリテクセンター内
TEL 0766−22−2738
FAX 0766−23−6445

**テレワーク相談センター
(（一社）日本テレワーク協会)**

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台1−8−11
東京YMCA会館3F
TEL 0120−91−6479

＜助成金に関する勧誘にご注意ください。＞

　雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。
　厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので十分に御注意ください。

「雇用関係助成金」検索表

雇用関係助成金一覧（8～16頁）の各助成金の番号です。

【区分】	【助成の対象】			【主な要件】	【助成金名】	【番号】
労働者の雇用維持を図る	経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する				雇用調整助成金	1
離職する労働者の再就職支援を行う	再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者			労働移動支援助成金（Ⅰ 再就職支援コース）	2-Ⅰ
	早期に雇い入れる	事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者			労働移動支援助成金（Ⅱ 早期雇入れ支援コース）	2-Ⅱ
	雇い入れ後に訓練を行う	事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者			労働移動支援助成金（Ⅲ 人材育成支援コース）	2-Ⅲ
	移籍等での受け入れ後に訓練を行う	雇用期間の定めのない労働者			労働移動支援助成金（Ⅳ 移籍人材育成支援コース）	2-Ⅳ
	中途採用を拡大する	雇用期間の定めのない労働者		中途採用率を向上させた場合または45歳以上の者を初めて中途採用した場合	労働移動支援助成金（Ⅴ 中途採用拡大コース）	2-Ⅴ
新たに労働者を雇い入れる	就職困難者を雇い入れる	高年齢者	60～64歳		特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）	3-Ⅰ
			65歳以上		特定求職者雇用開発助成金（Ⅱ 生涯現役コース）	3-Ⅱ
		身体障害者			特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）	3-Ⅰ
		知的障害者		中小事業主が障害者をはじめて雇い入れた場合	特定求職者雇用開発助成金（Ⅵ 障害者初回雇用コース）	3-Ⅵ
		精神障害者		中小事業主が施設整備をして障害者を5人以上雇い入れた場合	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	7
		発達障害者			特定求職者雇用開発助成金（Ⅳ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	3-Ⅳ
		難治性疾患患者				
		母子家庭の母等			特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）	3-Ⅰ
		被災離職者等			特定求職者雇用開発助成金（Ⅲ 被災者雇用開発コース）	3-Ⅲ
		自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等			特定求職者雇用開発助成金（Ⅷ 生活保護受給者等雇用開発コース）	3-Ⅷ
		長期にわたり不安定雇用を繰り返す者			特定求職者雇用開発助成金（Ⅶ 長期不安定雇用者雇用開発コース）	3-Ⅶ
	雇用情勢が特に厳しい地域等に居住する地域求職者等を雇い入れる			事業所の設置・整備をした場合	地域雇用開発助成金（Ⅰ 地域雇用開発コース）	5-Ⅰ
		沖縄県内に居住する35歳未満の求職者		事業所の設置・整備をした場合	地域雇用開発助成金（Ⅱ 沖縄若年者雇用促進コース）	5-Ⅱ
	試行的・段階的に雇い入れる	安定就業を希望する未経験者等			トライアル雇用助成金（Ⅰ 一般トライアルコース）	4-Ⅰ
		障害者			トライアル雇用助成金（Ⅱ 障害者トライアルコース）	4-Ⅱ
		短時間労働の精神障害者、発達障害者			トライアル雇用助成金（Ⅲ 障害者短時間トライアルコース）	4-Ⅲ
		若年者または女性を建設技能労働者等として雇い入れる		建設業の中小事業主	建設労働者確保育成助成金（Ⅵ 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース）	17-Ⅵ
	新卒求人の申込みまたは募集を行い、初めて雇い入れる	学校等の既卒者・中退者			特定求職者雇用開発助成金（Ⅴ 三年以内既卒者等採用定着コース）	3-Ⅴ
起業する	起業により中高年齢者等を雇い入れる			事業所の設置・整備をした場合	生涯現役起業支援助成金	6

【区分】	【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【番号】
障害者等が働き続けられるよう支援する	作業施設整備	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する		障害者作業施設設置等助成金	10
	福祉施設整備	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	事業主団体も可	障害者福祉施設設置等助成金	11
	介助措置	障害者の雇用管理のために必要な介助者の配置等（※2）を実施する		障害者介助等助成金	12
	職場適応援助者の配置	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を実施する		障害者雇用安定助成金 （Ⅱ 障害者職場適応援助コース）	8-Ⅱ
	障害・治療と仕事の両立支援	労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する		障害者雇用安定助成金 （Ⅲ 障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）	8-Ⅲ
	通勤措置	障害者の通勤を容易にするための措置（※3）を実施する	一部、事業主団体も可	重度障害者等通勤対策助成金	13
	事業施設整備等	重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する		重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	14
	職場定着のための措置	柔軟な時間管理や休暇取得を可能にするための措置を講じる		障害者雇用安定助成金 （Ⅰ 障害者職場定着支援コース）	8-Ⅰ
		短時間労働者の所定労働時間を延長する			
		正規雇用・無期雇用等へ転換を行う			
		障害者の支援を実施する職場支援員を配置する			
		障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を受講させる			
		職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる			
労働者の処遇や職場環境の改善を図る	雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る		短時間正社員制度のみ保育事業主	職場定着支援助成金 （Ⅰ 雇用管理制度助成コース）	15-Ⅰ
	人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する		都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体	職場定着支援助成金 （Ⅴ 中小企業団体助成コース）	15-Ⅴ
	生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る			人事評価改善等助成金	16

※1　対象労働者に対して業務遂行に必要な援助・指導を行う専門家

※2　①職場介助者を配置・委嘱する、②手話通訳担当者を委嘱する

※3　①重度障害者等用社宅を賃借する、②社宅に入居した障害者に対して指導・援助を行う指導員を配置する、③障害者に対して住宅手当を支給する、④通勤用バスを購入する、⑤通勤用バス運転手を委嘱する、⑥通勤援助者を委嘱する、⑦自動車通勤のための駐車場を賃借する、⑧通勤用自動車を購入する

※4　①訓練施設等を設置、整備する、②訓練事業を運営する

※5　震災被災9県の事業所においては、(*)の助成金について助成内容の上乗せ措置あり

【区分】	【助成の対象】			【主な要件】	【助成金名】	【番号】
労働者の処遇や職場環境の改善を図る	対象者	有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)	正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施する		キャリアアップ助成金(Ⅰ 正社員化コース)	21-Ⅰ
			賃金規定等の改定により賃金の引上げを実施する		キャリアアップ助成金(Ⅲ 賃金規定等改定コース)	21-Ⅲ
			法定外の健康診断制度を導入する		キャリアアップ助成金(Ⅳ 健康診断制度コース)	21-Ⅳ
			正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する		キャリアアップ助成金(Ⅴ 賃金規定等共通化コース)	21-Ⅴ
			正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する		キャリアアップ助成金(Ⅵ 諸手当制度共通化コース)	21-Ⅵ
			社会保険加入した短時間労働者の賃金引上げを実施する	500人以下の企業で短時間労働者の適用拡大を実施した事業主	キャリアアップ助成金(Ⅶ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース)	21-Ⅶ
			短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長する		キャリアアップ助成金(Ⅷ 短時間労働者労働時間延長コース)	21-Ⅷ
		高年齢者	65歳以上への定年引上げ等を実施する		65歳超雇用推進助成金(Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース)	19-Ⅰ
			高年齢者の雇用環境整備の措置を実施する		65歳超雇用推進助成金(Ⅱ 高年齢者雇用環境整備支援コース)	19-Ⅱ
			無期雇用への転換を実施する		65歳超雇用推進助成金(Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース)	19-Ⅲ
		介護労働者	介護福祉機器の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	介護事業主	職場定着支援助成金(Ⅱ 介護福祉機器助成コース)	15-Ⅱ
		介護労働者	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	介護事業主	職場定着支援助成金(Ⅳ 介護労働者雇用管理制度助成コース)	15-Ⅳ
		保育労働者	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	保育事業主	職場定着支援助成金(Ⅲ 保育労働者雇用管理制度助成コース)	15-Ⅲ
		建設労働者	雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職を実施する	建設業の中小事業主	建設労働者確保育成助成金(Ⅲ 雇用管理制度助成コース)	17-Ⅲ
		建設労働者	雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当の増額改定を実施する	建設業の中小事業主	建設労働者確保育成助成金(Ⅳ 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース)	17-Ⅳ
		建設労働者	若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	建設業の事業主または事業主団体	建設労働者確保育成助成金(Ⅴ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)	17-Ⅴ
		建設労働者	自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	建設業の元方の中小事業主	建設労働者確保育成助成金(Ⅸ 女性専用作業員施設設置助成コース)	17-Ⅸ
		季節労働者	通年雇用をする	積雪寒冷地域の林業・建設業・水産食料品製造業等	通年雇用助成金	18
仕事と家庭の両立支援に取り組む		事業所内保育施設	事業所内保育施設を設置・運営・増築する		両立支援等助成金(Ⅰ 事業所内保育施設コース)	20-Ⅰ
		男性の育児休業取得	男性が育児休業を取得しやすい職場環境作りに取り組み、取得させる		両立支援等助成金(Ⅱ 出生時両立支援コース)	20-Ⅱ
		仕事と介護の両立支援	仕事と介護の両立支援に関する取組を行う		両立支援等助成金(Ⅲ 介護離職防止支援コース)	20-Ⅲ

【区分】	【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【番号】
仕事と家庭の両立支援に取り組む	育休復帰支援プラン・代替要員確保	育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる育児休業代替要員を確保する	中小企業	両立支援等助成金（Ⅳ 育児休業等支援コース）	20-Ⅳ
	再雇用制度導入	育児・介護を理由とした退職者の復職支援の取組を行う		両立支援等助成金（Ⅴ 再雇用者評価処遇コース）	20-Ⅴ
	女性が活躍しやすい職場環境整備	女性の活躍推進に関する目標を設定し、取組を行い目標を達成する		両立支援等助成金（Ⅵ 女性活躍加速化コース）	20-Ⅵ
労働者等の職業能力の向上を図る	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者への訓練など、その他労働生産性向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成			人材開発支援助成金（Ⅰ 特定訓練コース）	22-Ⅰ
	特定訓練コース以外の20時間以上の訓練に対して助成		中小企業 事業主団体等	人材開発支援助成金（Ⅱ 一般訓練コース）	22-Ⅱ
	セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成		中小企業	人材開発支援助成金（Ⅲ キャリア形成支援制度導入コース）	22-Ⅲ
	技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度を導入し、実施した場合に助成		中小企業 （業界検定制度のみ事業主団体等）	人材開発支援助成金（Ⅳ 職業能力検定制度導入コース）	22-Ⅳ
	有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）に対する訓練	有期契約労働者等の人材育成を図る		キャリアアップ助成金（Ⅱ 人材育成コース）	21-Ⅱ
	建設労働者に対する訓練	認定訓練を実施または建設労働者に受講させる場合に助成	建設業の中小事業主または中小事業主団体	建設労働者確保育成助成金（Ⅰ 認定訓練コース）	17-Ⅰ
		建設労働者に技能実習を受講させる場合に助成	建設業の事業主または事業主団体	建設労働者確保育成助成金（Ⅱ 技能実習コース）	17-Ⅱ
	障害者に対する訓練	障害者に対して、職業訓練を受講させるなどの能力開発訓練事業（※4）を行う	事業主、事業主団体、社会福祉法人等	障害者職業能力開発助成金	9
	都道府県労働局からの委託により事業所での作業環境への適応を容易にするための訓練を行う			職場適応訓練費	23
労働時間・賃金・健康確保に取り組む	労働時間の設定の改善	労務管理担当者研修や就業規則の見直し、労務管理用ソフトウエア、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入などにより職場意識の向上を図る	中小企業	職場意識改善助成金（Ⅰ 時間外労働上限設定コース）	24-Ⅰ
				職場意識改善助成金（Ⅱ 職場環境改善コース）	24-Ⅱ
				職場意識改善助成金（Ⅲ 所定労働時間短縮コース）	24-Ⅲ
				職場意識改善助成金（Ⅳ 勤務間インターバル導入コース）	24-Ⅳ
		テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則の見直し等により、終日在宅で就業するテレワークに取組む		職場意識改善助成金（Ⅴ テレワークコース）	24-Ⅴ
	事業場内の最も低い時間給を40円引き上げる			中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）	25
	所定の要件を満たす喫煙室等を設置し、又は改修する			受動喫煙防止対策助成金	26

雇用関係助成金一覧

※ 助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★は障害者雇用納付金制度、☆は財源の一部が一般会計の助成金です。
◆は、生産性要件（一部成長性要件）を付与する助成金です。生産性要件を満たす場合の助成額は＜＞で記載しています。

（問い合わせ先）
【労働局】富山労働局またはハローワーク
【機構】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部

A. 雇用維持関係の助成金

1　雇用調整助成金　【労働局】

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成 （※1）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近３か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 （※2）３か月以上１年以内の出向に限る	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3 (中小企業以外1/2) 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3 (中小企業以外1/2)

→ 富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク

B. 再就職支援関係の助成金

2　労働移動支援助成金　【労働局】

Ⅰ　再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成	【再就職支援】 委託費用の1/2(中小企業以外1/4) 支給対象者45歳以上　委託費用の2/3(中小企業以外1/3) 特例区分(※)に該当する場合、 委託費用の2／3(中小企業以外1/3) 支給対象者45歳以上　委託費用の4/5(中小企業以外2/5) (1人あたり上限60万円、中小企業のみ委託時に10万円を支給、残りを再就職実現時に支給) 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円) グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 【休暇付与支援】(再就職実現時のみ支給) 日額8,000円(中小企業以外5,000円)を支給(上限180日分) 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算 【職業訓練実施支援】(再就職実現時のみ支給) 教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円) （※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合

Ⅱ　早期雇入れ支援コース◆

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から３か月以内に雇い入れた事業主に対して助成	【通常助成】1人あたり30万円(1年度1事業所あたり500人上限) 【優遇助成(※)】1人あたり80万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に40万円) 【(※)のうち、採用1年後に賃金アップをした場合】1人あたり100万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に60万円) （※）成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合

Ⅲ　人材育成支援コース◆

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を雇い入れ、訓練（※）を行った事業主に対して助成 （※）Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT	【通常助成】 OJT　訓練実施助成　800円/時 Off-JT　賃金助成　900円/時 ＋ 訓練経費助成 (上限30万円) 【優遇助成(※)(そのうち、採用1年後に賃金アップをした場合)】 OJT　訓練実施助成　900円 (1,000円) /時 Off-JT　賃金助成 1,000円 (1,100円) /時 ＋ 訓練経費助成 (上限40万円 (50万円)) （※）成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合

Ⅳ　移籍人材育成支援コース◆

移籍により労働者を期間の定めのない労働者として受け入れ、訓練を行った事業主に対して助成	【通常助成】 OJT　訓練実施助成　800円/時 Off-JT　賃金助成　900円/時 ＋ 訓練経費助成(上限30万円) 【優遇助成(※)(そのうち、採用1年後に賃金アップをした場合)】 OJT　訓練実施助成　900円(1,000円)/時 Off-JT　賃金助成 1,000円(1,100円)/時 ＋ 訓練経費助成(上限40万円(50万円)) （※）成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合

Ⅴ　中途採用拡大コース◆

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の向上または②45歳以上を初めて雇用）し生産性を向上させた事業主に対して助成	【①の場合】　50 万円 【②の場合】　60 万円

→ 富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク

C. 雇入れ関係の助成金

3　特定求職者雇用開発助成金　【労働局】

Ⅰ　特定就職困難者コース☆	
高年齢者（60 歳以上 65 歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して 2年以上であることが確実と認められること	【高年齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は40万円(中小企業以外30万円) 【身体･知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は80万円　(中小企業以外30万円) 【身体･知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(中小企業以外100万円) 短時間労働者(※)は80万円 (中小企業以外30万円) （※） 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）
Ⅱ　生涯現役コース	
65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが確実であると認められること	1人あたり70万円(中小企業以外60万円) 短時間労働者は50万円(中小企業以外40万円)
Ⅲ　被災者雇用開発コース	
東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること	1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は40万円 (中小企業以外30万円)
Ⅳ　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	
発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円(中小企業以外30万円)
Ⅴ　三年以内既卒者等採用定着コース	
学校等の既卒者や中退者の応募が可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、初めて雇入れ(※)、一定期間定着した場合に助成 （※）雇入れにあたり以下の要件を満たすこと 【既卒者等コース】 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、通常の労働者として雇用したこと 【高校中退者コース】 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、通常の労働者として雇用したこと	【既卒者等コース】 70万円(中小企業以外35万円) 【高校中退者コース】 80万円(中小企業以外40万円) ※各コース上限1名、ユースエール認定企業は10万円加算
Ⅵ　障害者初回雇用コース	
障害者雇用の経験のない中小企業（※1）において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合（※2）に助成 （※1）障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業 （※2）1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円
Ⅶ　長期不安定雇用者雇用開発コース	
いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す者（※）を正規雇用労働者として雇い入れた事業主に対して助成 （※）次のいずれにも該当する者 ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上60歳未満の者 ②雇入れの日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している者	1人あたり60万円(中小企業以外50万円)
Ⅷ　生活保護受給者等雇用開発コース	
地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は40万円(中小企業以外30万円)

富山労働局
職業対策課
又は
最寄りの
ハローワーク

4　トライアル雇用助成金　【労働局】

Ⅰ　一般トライアルコース

職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者（※）について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主に対して助成 （※）次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 就労経験のない職業に就くことを希望する者 ② 学校卒業後３年以内で、安定した職業に就いていない者 ③ ２年以内に２回以上離職または転職を繰り返している者 ④ 離職している期間が１年を超えている者 ⑤ 妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が１年を超えているもの ⑥ 就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者	1人あたり月額最大40,000円(最長3か月間) 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大50,000円(最長3か月間) 若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合 月額最大50,000円(最長3か月間)

Ⅱ　障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成	1人あたり月額最大40,000円(最長3か月間) 精神障害者を初めて雇用する場合　月額最大80,000円(最長3か月間)

Ⅲ　障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、３か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成	1人あたり月額最大20,000円(最長12か月間)

富山労働局
職業対策課
又は
最寄りの
ハローワーク

5　地域雇用開発助成金　【労働局】

Ⅰ　地域雇用開発コース◆

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域等などにおいて、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて48～760万円<60～960万円>を支給（最大３年間（３回）支給） 創業の場合、1回目の支給において支給額の1／2相当額を上乗せ 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1／2相当額を上乗せ

Ⅱ　沖縄若年者雇用促進コース

沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れ（※）を行った事業主に対して助成 （※）新規学卒者でない者を３人以上雇い入れること	支払った賃金に相当する額の1／3（中小企業以外1／4） 助成対象期間は1年間（定着状況が特に優良な場合は２年間） 定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額 支払った賃金に相当する額の1／2（中小企業以外1／3）

富山労働局
助成金センター
６Ｆ
又は
最寄りの
ハローワーク

6　生涯現役起業支援助成金　【労働局】

中高年齢者（40歳以上）が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れ（※１）を行う際に要した、雇用創出措置(※２)に対して助成 （※１）60歳以上の者を１名以上、40歳以上60歳未満の者を２名以上、または40歳未満の者を３名以上（40歳以上60歳未満の者を１名雇い入れる場合は40歳未満の者を２名以上） （※２）対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの。	【起業者が60歳以上の場合】 助成率　2／3　　助成額の上限　200万円 【起業者が40歳～59歳の場合】 助成率　1／2　　助成額の上限　150万円

富山労働局
職業対策課
又は
最寄りの
ハローワーク

D. 障害者等の雇用環境整備の助成金

7　中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金　【労働局】

中小企業である事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を5人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成	支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて 総額1,000～3,000万円（3年間）

8　障害者雇用安定助成金　【労働局】

Ⅰ　障害者職場定着支援コース

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置（※１～６）を講じる事業主に対して助成 （※１）柔軟な時間管理・休暇取得 労働時間の調整や通院または入院のための特別な有給休暇の付与を継続的に講じる （※２）短時間労働者の勤務時間延長 週の所定労働時間を延長する	①柔軟な時間管理・休暇取得 1人あたり8万円（中小企業以外６万円） ②短時間労働者の勤務時間延長（週の所定労働時間の延長） 【身体・知的障害者（重度）、精神障害者】 20未満→30以上　1人あたり54万円（中小企業以外40万円） 20未満→20以上30未満　1人あたり27万円（中小企業以外20万円） 20以上30未満→30以上　1人あたり27万円（中小企業以外20万円） 【上記以外の障害者】 20未満→30以上　1人あたり40万円（中小企業以外30万円） 20未満→20以上30未満　1人あたり20万円（中小企業以外15万円） 20以上30未満→30以上　1人あたり20万円（中小企業以外15万円）

富山労働局
職業対策課
又は
最寄りの
ハローワーク

（※3）正規・無期転換 有期契約労働者を正規雇用労働者（※）または無期雇用労働者に、無期雇用労働者を正規雇用労働者（※）に転換する （※）多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）を含む	③正規・無期転換 【身体・知的障害者（重度）、精神障害者】 有期→正規 1人あたり120万円（中小企業以外90万円） 有期→無期 1人あたり60万円（中小企業以外45万円） 無期→正規 1人あたり60万円（中小企業以外45万円） 【上記以外の障害者】 有期→正規 1人あたり90万円（中小企業以外67.5万円） 有期→無期 1人あたり45万円（中小企業以外33万円） 無期→正規 1人あたり45万円（中小企業以外33万円）	富山労働局 助成金センター 6Ｆ 又は 最寄りの ハローワーク
（※4）職場支援員の配置 業務に必要な援助や指導を行う職場支援員（※）を配置する （※）職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限	④職場支援員の配置 【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置】 1人あたり月額4万円（中小企業以外月額3万円） 短時間労働者は、月額2万円（中小企業以外月額1.5万円） 【職場支援員を委嘱契約により配置】 委嘱による支援1回あたり1万円 ※助成対象期間は、2年間（精神障害者は3年間）が上限 ※職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限	
（※5）職場復帰支援 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる	⑤職場復帰支援 1人あたり月額6万円（中小企業以外月額4.5万円） ※助成対象期間は、1年間が上限	
（※6）社内理解の促進 障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を雇用する 労働者に受講させる	⑥社内理解の促進 講習に要した費用に応じて助成 5万円以上～10万円未満 1事業所あたり3万円（中小企業以外2万円） 10万円以上～20万円未満 1事業所あたり6万円（中小企業以外4.5万円） 20万円以上 1事業所あたり12万円（中小企業以外9万円）	
Ⅱ 障害者職場適応援助コース		
職場適応援助者（※）による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成 （※）ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者	【職場適応援助者による支援】 ①訪問型職場適応援助者 1日の支援時間が4時間以上の日 16,000円 1日の支援時間が4時間未満の日 8,000円 ※助成対象期間は、1年8か月（精神障害者は2年8か月）が上限 ②企業在籍型職場適応援助者 1人あたり月額8万円（中小企業以外月額6万円） 短時間労働者は、月額4万円（中小企業以外月額3万円） ※助成対象期間は、6か月が上限 【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修の受講料の1／2	
Ⅲ 障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース		
障害のある労働者または反復・継続して治療が必要となる傷病を負った労働者の雇用維持を図るため、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に対して助成	【制度整備助成】 10万円	
9 障害者職業能力開発助成金		**【労働局】**
障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成	【施設設置費】支給対象費用の3／4 【運営費】支給対象費用の3／4（重度障害者等は4／5）	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高齢・障害者業務課
10 障害者作業施設設置等助成金★		**【機構】**
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2／3	
11 障害者福祉施設設置等助成金★		**【機構】**
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1／3	
12 障害者介助等助成金★		**【機構】**
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主に対して助成	【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3／4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2／3 【手話通訳担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3／4	
13 重度障害者等通勤対策助成金★		**【機構】**
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成	支給対象費用の3／4	
14 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★		**【機構】**
重度障害者を多数雇用（※）し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 （※）重度障害者を、1年以上の期間、10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20％以上であること	支給対象費用の2／3（特例の場合3／4）	

D. 障害者等の雇用環境整備の助成金

15　職場定着支援助成金　【労働局】

Ⅰ　雇用管理制度助成コース◆

雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【制度導入助成】　各10万円 ①評価・処遇制度　②研修制度　③健康づくり制度　④メンター制度 ⑤短時間正社員制度（保育事業主のみ） 【目標達成助成】　57万円<72万円> ※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

Ⅱ　介護福祉機器助成コース◆

介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【機器導入助成】　支給対象費用の25%（上限150万円） 【目標達成助成】　支給対象費用の20%<35%>（上限150万円） ※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

Ⅲ　保育労働者雇用管理制度助成コース◆

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む保育事業主に対して助成	【制度整備助成】　50万円 【目標達成助成】　第1回：57万円<72万円> 【目標達成助成】　第2回：85.5万円<108万円> ※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

Ⅳ　介護労働者雇用管理制度助成コース◆

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【制度整備助成】　50万円 【目標達成助成】　第1回：57万円<72万円> 【目標達成助成】　第2回：85.5万円<108万円> ※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

Ⅴ　中小企業団体助成コース

都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2／3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満)　上限　800万円 小規模認定組合等(同100未満)　上限　600万円

16　人事評価改善等助成金◆

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に対して助成	【制度整備助成】　50万円 【目標達成助成】　<80万円> ※目標達成助成は一定期間経過後、生産性要件、賃金アップ、離職率低下目標を達成した場合に支給

17　建設労働者確保育成助成金　【労働局】

Ⅰ　認定訓練コース◆

職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 【賃金助成】　1人あたり日額4,750円<6,000円>

Ⅱ　技能実習コース◆

建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	【経費助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主)　支給対象費用の3/4<9/10>(※1) (21人以上の中小建設事業主)　支給対象費用の3/5<3/4>(※2) (中小建設事業主以外の建設事業主)支給対象費用の9/20<3/5>(※3) （※1）被災三県については10/10 （※2）被災三県については4／5 （※3）女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【経費助成(建設事業主団体)】 (中小建設事業主団体)　支給対象費用の4/5(※4) (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体)　支給対象費用の1/2(※5) （※4）被災三県については10/10 （※5）女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【賃金助成】 (20人以下の中小建設事業主)　7,600円<9,600円> (21人以上の中小建設事業主)　6,650円<8,400円>

富山労働局
助成金センター
6F
又は
最寄りの
ハローワーク

Ⅲ　雇用管理制度助成コース◆		
職場定着支援助成金（雇用管理制度助成コース）の制度導入助成及び目標達成助成を受け、本助成コースが定める若年者および女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主に対して助成	【入職率に係る目標達成助成】 第1回：57万円<72万円> 第2回：85.5万円<108万円>	
Ⅳ　登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース◆		
雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成	1人あたり年額9.5万円<12万円>（最大3年間）	
Ⅴ　若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース◆		
若年者および女性の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対して助成	【建設事業主】 （中小建設事業主）　支給対象経費の3/5<3/4> （中小建設事業主以外の建設事業主）　支給対象経費の9/20<3/5> 【建設事業主団体】 （中小建設事業主団体）　支給対象経費の2/3 （中小建設事業主団体以外の建設事業主団体）　支給対象経費の1/2	
Ⅵ　若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース		
若年者または女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用を行い、トライアル雇用奨励金の支給を受けた中小建設事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）	富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク
Ⅶ　建設広域教育訓練コース		
建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動や、認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を実施する広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成	【推進活動経費助成】　支給対象経費の2／3 【施設設置等経費助成】　支給対象経費の1／2	
Ⅷ　作業員宿舎等設置助成コース		
被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主に対して助成	支給対象経費の2／3	
Ⅸ　女性専用作業員施設設置助成コース◆		
自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主に対して助成	支給対象経費の3／5<3／4>	
18　通年雇用助成金　【労働局】		
北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	【事業所内就業、事業所外就業】支払った賃金の2／3（第1回目） 支払った賃金の1／2（第2～3回目） 【休業】休業手当と賃金の1／2（第1回目）、1／3（第2回目） 【業務転換】支払った賃金の1／3 【訓練】支給対象経費の1／2（季節的業務）、2／3（季節的業務以外） 【新分野進出】支給対象経費の1／10 【季節トライアル雇用】支払った賃金の1／2（減額あり）	
19　65 歳超雇用推進助成金　【機構】		
Ⅰ　65歳超継続雇用促進コース		
65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成	【①65歳への定年の引上げ】　100万円 【②66歳以上への定年の引上げまたは定年の定めの廃止】　120万円 【③希望者全員を66歳～69歳の年齢まで継続雇用する制度導入】　60万円 【④希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度導入】　80万円 ※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合、支給額は定年引上げを実施した際の額	
Ⅱ　高年齢者雇用環境整備支援コース◆		
高年齢者の雇用環境整備の措置（※）を実施する事業主に対して助成 （※）次の①～②のいずれかの措置 ①機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の雇用機会の増大 ②高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び健康診断を実施するための制度の導入	支給対象経費の60%<75%>（中小企業以外45%<60%>）と60歳以上の雇用保険被保険者数に28.5万円<36万円>を乗じて得た額を比較して低い方の額（上限1,000万円）	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高齢・障害者業務課
Ⅲ　高年齢者無期雇用転換コース◆		
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成	1人あたり48万円<60万円>（中小企業以外は38万円<48万円>）	

F. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

20　両立支援等助成金　【労働局】

Ⅰ　事業所内保育施設コース◆

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成 ※平成28年４月１日以降、運営費の事後認定を除き、新規計画の認定申請は受け付けていません。	設置費用の2/3（中小企業以外1/3） 設置費用：上限2,300万円(中小企業以外1,500万円) 運営費用の1～5年目 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり 年額45万円（中小企業以外34万円） 上限1,800万円（中小企業以外1,360万円） 増築または建替え費用の1/2（中小企業以外1/3） 増築：上限1,150万円（中小企業以外750万円） 建替え：上限2,300万円（中小企業以外1,500万円）

Ⅱ　出生時両立支援コース◆

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後８週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主に対して助成	【最初の1人】　57万円<72万円>(中小企業以外28.5万円<36万円>) 【2人目以降】　14.25万円<18万円> ※１企業１年度あたり１人まで

Ⅲ　介護離職防止支援コース◆

仕事と介護の両立のための職場環境整備に関する取り組みを行うとともに、介護休業の取得・職場復帰や仕事と介護の両立のための勤務制度の円滑な利用のための取組を行った事業主に対して助成	【介護休業の取得･復帰】 57万円<72万円>(中小企業以外38万円<48万円>) 【介護のための勤務制度の利用】 28.5万円<36万円>(中小企業以外19万円<24万円>) ※それぞれ、１企業あたり２回まで（無期雇用者１人、有期契約労働者1人）

Ⅳ　育児休業等支援コース◆

育休復帰支援プランを作成し、プランに基づく取組により、労働者の育児休業取得、職場復帰させた中小企業事業主に対して助成	1企業あたり2人まで（無期雇用者1人、有期契約労働者1人） 1人につき育休取得時28.5万円<36万円>、職場復帰時28.5万円<36万円> 業務代替労働者への職場支援等の取組をした場合　19万円<24万円>加算
育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成	1人あたり47.5万円<60万円>、1年度の上限10人 育児休業取得者が有期契約労働者の場合、労働者1人あたり9.5万円<12万円>加算

Ⅴ　再雇用者評価処遇コース◆

妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成	【再雇用者1人目】 継続雇用6か月後19万円<24万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>) 継続雇用1年後19万円<24万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>) 【再雇用者2～5人目】 継続雇用6か月後14.25万円<18万円>(中小企業以外9.5万円<12万円>) 継続雇用1年後14.25万円<18万円>(中小企業以外9.5万円<12万円>)

Ⅵ　女性活躍加速化コース◆

行動計画に女性の活躍に関する取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組み、目標を達成した事業主に対して助成	1企業あたり各1回 【中小企業】 ①取組目標達成時　28.5万円<36万円> ②数値目標達成時　28.5万円<36万円>※ ※女性管理職比率が一定の基準以上の場合は以下の額 ②数値目標達成時　47.5万円<60万円> 【中小企業以外】女性管理職比率が一定の基準以上の場合のみ ②数値目標達成時　28.5万円<36万円>

富山労働局
雇用環境・
均等室
助成金係

G. キャリアアップ･人材育成関係の助成金等

21　キャリアアップ助成金　【労働局】

Ⅰ　正社員化コース◆

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成	①【有期→正規】1人あたり57万円<72万円> (中小企業以外42.75万円<54万円>) ②【有期→無期】1人あたり28.5万円<36万円> (中小企業以外21.375万円<27万円>) ③【無期→正規】1人あたり28.5万円<36万円> (中小企業以外21.375万円<27万円>) ※ 正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含む ※派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用する場合 ①③1人あたり28.5万円＜36万円＞（中小企業以外も同額）加算 ※支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 若者雇用促進法に基づく認定事業主における対象者が35歳未満の場合 1人あたり ①95,000円＜12万円＞（中小企業以外も同額）加算 ②③47,500円＜６万円＞（中小企業以外も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 ①③1事業所あたり95,000円＜12万円＞（中小企業以外71,250円＜９万円＞）加算

富山労働局
助成金センター
5F
又は
最寄りの
ハローワーク

Ⅱ　人材育成コース◆		
有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	【Off-JT 賃金助成】1時間あたり760円<960円> （中小企業以外475円<600円>） 【Off-JT 訓練経費助成】実費助成（※） ※訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度 【一般職業訓練、有期実習型訓練 】 100時間未満　10万円（中小企業以外7万円） 100時間以上200時間未満　20万円（中小企業以外15万円） 200時間以上　30万円（中小企業以外20万円） （有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 100時間未満　15万円（中小企業以外10万円） 100時間以上200時間未満　30万円（中小企業以外20万円） 200時間以上　50万円（中小企業以外30万円） 【OJT 訓練実施助成】1時間あたり760円<960円> （中小企業以外665円<840円>）	→
Ⅲ　賃金規定等改定コース◆		
有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定（※）し、昇給を図った事業主に対して助成 （※）賃金規定等を２％以上増額改定	【すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合】 1～3人 95,000円<12万円>（中小企業以外71,250円<90,000円>） 4～6人 19万円<24万円>（中小企業以外14.25万円<18万円>） 7～10人 28.5万円<36万円>（中小企業以外19万円<24万円>） 11～100人 1人あたり28,500円<36,000円> （中小企業以外19,000円<24,000円>） 【一部の賃金規定等を増額改定した場合】 1～3人 47,500円<60,000円>（中小企業以外33,250円<42,000円>） 4～6人 95,000円<12万円>（中小企業以外71,250円<90,000円>） 7～10人 14.25万円<18万円>（中小企業以外95,000円<12万円>） 11～100人 1人あたり14,250円<18,000円> （中小企業以外9,500円<12,000円>） ※中小企業において３％以上増額改定を行った場合 ・すべての賃金規定等改定　１人あたり14,250円＜18,000円＞加算 ・一部の賃金規定等改定　１人あたり7,600円＜9,600円＞加算 ※職務評価を活用して処遇改善を行った場合 １事業所あたり19万円＜24万円＞（中小企業以外は14.25万円＜18万円＞）加算	→
Ⅳ　健康診断制度コース◆		
有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定・実施（※）した事業主に対して助成 （※）有期契約労働者等の４人以上に実施	1事業所あたり38万円<48万円>（中小企業以外28.5万円<36万円>）	→
Ⅴ　賃金規定等共通化コース◆		
有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり57万円<72万円>（中小企業以外42.75万円<54万円>）	→
Ⅵ　諸手当制度共通化コース◆		
有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり38万円<48万円>（中小企業以外28.5万円<36万円>）	→
Ⅶ　選択的適用拡大導入時処遇改善コース◆		
500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等の賃金引上げを実施した事業主に対して助成	賃金引上げ割合に応じて、1人あたり 3%以上:19,000円<24,000円>（中小企業以外14,250円<18,000円>） 5%以上:38,000円<48,000円>（中小企業以外28,500円<36,000円>） 7%以上:47,500円<60,000円>（中小企業以外33,250円<42,000円>） 10%以上:76,000円<96,000円>（中小企業以外57,000円<72,000円>） 14%以上:95,000円<12万円>（中小企業以外71,250円<90,000円>）	→
Ⅷ　短時間労働者労働時間延長コース◆		
短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した事業主に対して助成	【週所定労働時間を5時間以上延長した場合】 1人あたり19万円<24万円>（中小企業以外14.25万円<18万円>） 【上記Ⅲ賃金規定等改定コースまたはⅦ選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合】 1時間以上2時間未満　1人あたり38,000円<48,000円> （中小企業以外　28,500円<36,000円>） 2時間以上3時間未満　1人あたり76,000円<96,000円> （中小企業以外　57,000円<72,000円>） 3時間以上4時間未満　1人あたり11.4万円<14.4万円> （中小企業以外　85,500円<10.8万円>） 4時間以上5時間未満　1人あたり15.2万円<19.2万円> （中小企業以外　11.4万円<14.4万円>）	→

富山労働局
助成金センター
5F
又は
最寄りの
ハローワーク

22　人材開発支援助成金 【労働局】		
Ⅰ　特定訓練コース◆		
ＯJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成	【賃金助成】1時間あたり760円<960円>(中小企業以外380円<480円>) 【訓練経費助成】　実費相当額の45%(中小企業以外30%) ※生産性要件を満たす場合または特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60%（中小企業以外45%） ※生産性要件を満たし、かつ、特定分野認定実習併用職業訓練の場合は75%（中小企業以外60%） 【OJT実施助成】 1時間あたり665円<840円>(中小企業以外380円<480円>)	富山労働局 助成金センター 5F 又は 最寄りの ハローワーク
Ⅱ　一般訓練コース◆		
特定訓練コース以外の20時間以上の訓練に対して助成	【賃金助成】　1時間あたり380円<480円> 【訓練経費助成】　実費相当額の30%<45%>	
Ⅲ　キャリア形成支援制度導入コース◆		
セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した事業主に対して助成	【制度導入助成】　47.5万円<60万円>	
Ⅳ　職業能力検定制度導入コース◆		
技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度を導入し、実施した場合に助成	【制度導入助成】　47.5万円<60万円> ※業界検定制度は経費助成　2／3	
23　職場適応訓練費 【労働局】		
都道府県労働局の委託を受けて行う職場適応訓練を実施した事業主に対して助成 ※職場適応訓練費は、雇用関係助成金とは異なりますが、事業主拠出の雇用保険二事業を財源とする制度です。	【一般の職場適応訓練（月額）】 24,000円（重度の障害者以外）　25,000円（重度の障害者） 【短期の職場適応訓練（日額）】 960円（重度の障害者以外）　1,000円（重度の障害者）	富山労働局 職業対策課 又は 最寄りの ハローワーク

H. 労働時間・賃金・健康確保関係の助成金

24　職場意識改善助成金 【労働局】		
Ⅰ　時間外労働上限設定コース（対象事業主：36協定に規定する限度時間を超える内容の特別条項を締結している事業場を有する中小企業事業主）		
成果目標の達成に向けて、労務管理担当者に対する研修、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理用ソフトウエア、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入に取り組みを行った場合	取組みの実施に要した経費（謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など）の合計額の3/4（※） （※）上限額を超える場合は上限額（50万円）	富山労働局 雇用環境・ 均等室 助成金係
Ⅱ　職場意識改善コース（対象事業主：年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上である中小企業事業主）		
成果目標の達成に向けて、労務管理担当者に対する研修、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理用ソフトウエア、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入に取り組みを行った場合	取組みの実施に要した経費（謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など）の合計額の1/2～3/4（※） （※）成果目標の達成状況により異なります （※）上限額を超える場合は上限額（67万円～100万円）	
Ⅲ　所定労働時間短縮コース（対象事業主：労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主）		
成果目標の達成に向けて、労務管理担当者に対する研修、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理用ソフトウエア、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取り組みを行った場合	取組みの実施に要した経費（謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など）の合計額の3/4（※） （※）成果目標の達成状況により異なります （※）上限額を超える場合は上限額（50万円）	
Ⅳ　勤務間インターバル導入コース（対象事業主：労働時間等の設定の改善を図り過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務時間インターバルの導入に取り組んだ中小企業事業主）		
成果目標の達成（休息時間数が「9時間以上11時間未満」又は「11時間以上」の勤務間インターバルを導入すること）に向けて、労務管理担当者に対する研修、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理用ソフトウエア、勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新の取り組みを行った場合	取組みの実施に要した経費（謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など）の合計額の3/4（※） （※）成果目標の達成状況により異なります （※）上限額を超える場合は上限額（20万円～50万円）	
Ⅴ　テレワークコース（対象事業主：テレワークを新規で購入する中小企業事業主～試行的に導入している事業主も対象です）		
成果目標の達成に向けて、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修等の取り組みを行った場合	取組みの実施に要した経費（謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など）の合計額の1/2～3/4（※） （※）成果目標の達成状況により異なります （※）上限額を超える場合は上限額（67万円～100万円） （注）「1人あたりの上限額」×対象労働者数又は「1企業あたりの上限額」のいずれか低い方の額	テレワーク 相談センター
25　中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）◆ 【労働局】		
事業場内最低賃金1,000円未満の労働者（雇い入れ後6カ月を経過していること）がいる中小企業事業主が、最も低い労働者の賃金額を40円以上引き上げる計画を作成し、生産性向上のための設備投資、人材育成に係る研修等を行った場合	生産性向上のための設備投資、人材育成に係る研修等費用の7/10<3/4>（労働者数が30人以下の場合3/4<4/5>（※） （※）上限額を超える場合は上限額（（注）引上げる賃金額により異なります（70万円～200万円） （※）賃金の引上げ、設備投資・研修等を行う前に、申請手続きが必要です	富山労働局 雇用環境・ 均等室 助成金係
26　受動喫煙防止対策助成金 【労働局】		
受動喫煙防止のため一定の要件を満たす喫煙室、屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修、受動喫煙を防止するための換気装置の設置等（宿泊業、飲食業のみ）を行った中小企業事業主	設置・改修あにかかる経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの1/2（上限200万円）（※） （※）単位面積当たりの助成対象経費の上限額があります（60万円/㎡又は40万円/㎡（換気装置の設置など）） （※）工事の実施前に、申請手続きが必要です	富山労働局 健康安全課 又は 雇用環境・ 均等室 助成金係